

保険の補償金額と内容について

介護支援ボランティア事業の登録者は、自動的に保険に加入しています。ご自身による加入手続きや保険料の負担はありません。

この保険は、活動中（介護支援ボランティア事業での活動中に限る）に起こりうる事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。

<事故が発生した場合>

ボランティア活動中に事故が発生した場合は、速やかに施設等のボランティア担当者と福岡市ボランティアセンターに、ご連絡ください。

ボランティアセンター電話番号：092-713-0777

【補償の種類】

① 賠償責任保険

- ・活動中に物を壊してしまった場合
- ・活動中に活動の対象者にケガをさせてしまった場合
- ・プライバシーの侵害などにより、活動の対象者に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合

② 傷害保険

- ・活動者自身が活動中にケガをしてしまった場合
- ・活動者が自宅と活動場所との往復途中にケガをした場合
- ・活動者自身が活動中の飲食によって食中毒になった場合

*補償の対象は、いずれの保険も急激かつ偶然な外来の事故により起きた場合です。

*事故の状況によって補償ができない場合もあります。

【補償金額】

賠償責任保険	第三者賠償	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
		管理財物	1事故・保険期間中	50万円（現金は10万円）
		人格権侵害	1名（1事故・保険期間中）	50万円（100万円）
	事故対応費用		1事故・保険期間中	500万円
	見舞費用		死亡	
		後遺障害		2万円～50万円
		入院日数に応じ2～10万円／通院日数に応じ1～5万円		
傷害保険	死亡		800万円	
	後遺障害		800万円～32万円（1等級～14等級）	
	入院日額		8,000円	
	手術保険金		入院日額の5・10倍	
	通院日額		5,000円	